

歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により被災した歴史的建造物等を復旧し、魅力向上を図るため、歴史的建造物等の所有者及び管理者等が当該建築物の復旧を目的とした工事を行い、これを対象に市町村が地域の歴史的・文化的建築物等で地域の景観形成や学術的な重要性から、復旧保存が必要と認め歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業を行う場合、当該市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「歴史的建造物等」とは、建築物及び建築物に附属し一体的に構成された塀や門その他工作物のうち、原則として50年を経過したもので、次の各号に定めるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域の景観づくりにおいて重要であるもの。
- (2) 一定の建築様式を代表し、完成度が高く、築造された時代の先端であるもの。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、復旧・復興の状況を県と共同でPRし、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）における登録文化財及び指定文化財（文化財保護法第27条第1項、第57条第1項、第182条第2項）以外で、外観が容易に確認できる歴史的建造物等のうち、次に定める各号のいずれかに該当する歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業を行う市町村へ交付するのものとし、その額は市町村が補助する額の2分の1以内で知事が定める額とし、上限額は復旧工事に要する費用の4分の1以内又は50万円のいずれか少ない金額とする。

- (1) 市町村の景観条例等で指定・告示したもの。
 - (2) 県や市町村等の発行物等で歴史的・文化的に重要であると公表した建築物（産業遺構や土木工作物は除く）。
 - (3) まちづくり協定等やまちなみ景観向上に関する計画等で景観形成上重要とされたもの。
 - (4) 景観住民協定等の区域内の建築物で景観形成上重要とされた建造物等。
- 2 補助金総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 規則第4条第2項第1号の収支予算書は市町村予算議決書等の写しをもって代えることができることとし、同項第2号に規定する別に定める書類は、市町村歴史的建造物等

の復旧・魅力向上支援事業補助要綱とする。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(変更等の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業補助金変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告及び補助金の交付の請求)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(1) 実施結果表(第4号様式)

(2) 東日本大震災で被災した建造物等であることが分かる証明書等の写し

(3) 市町村が行った補助金検査調書等の写し

(4) 市町村補助金等の額が明らかとなる工事契約書等の写し

(5) 図面(位置図、配置図、平面図、立面図等)

(6) 第3条第1項各号のいずれかに該当することを示す資料等の写し

(7) 工事完成写真(第6号様式)

(8) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じて当該歴史的建造物等への立ち入り検査等ができるものとする。

3 第1項に併せて、歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を提出することができる。

(補助金交付の取り消し等)

第8条 第7条による実績報告がなされないもの及び、実績報告等の内容により著しく県の補助を交付するに相応しくない場合については、規則第5条の規定による補助金の交付の決定がなされなかったものとする。ただし、歴史的建造物等の所有者及び管理者によらない理由にて報告等をできない場合については、この限りではない。

なお、第7条3項により請求書を提出していた場合は、その請求書については無効とする。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間については、不動産及びその従物にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産の制限期間とする。

2 規則第18条第1項2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年10月4日から施行し、平成23年度予算に係る補助金から適用する。